

第3期戸沢村子ども・子育て支援事業計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

第3期戸沢村子ども・子育て支援事業計画策定業務に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については次のとおりとする。

1. 目的

戸沢村では「第2期戸沢村子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了することから、令和7年度を初年度とする「第3期戸沢村子ども・子育て支援事業計画」の策定をすることとしている。次期計画の策定にあたっては、アンケート調査、データの収集分析、村の現状・課題の把握など、客観的かつ専門的な分析や計画立案など民間の高度な専門的知識やノウハウを有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型プロポーザルを実施する。

2. プロポーザルの概要

公募型プロポーザル方式により、受託候補者を選定する。

3. 事業の概要

(1) 業務名

第3期戸沢村子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙1「第3期戸沢村子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 発注者

戸沢村長 加藤 文明

(6) 業務委託費上限額

4,200,000円（消費税及び地方消費税含む）

※提案はこの金額を超えないものとする。

(5) 契約方法

プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

4. 参加資格要件等

本プロポーザルに参加をしようとする者は、当該事業を的確に遂行する能力を有する事業者であり、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。

- (2) 過去5年間（令和元年度～令和5年度）に契約締結した業務において、地方公共団体の子ども・子育て支援事業計画等の策定業務の契約実績（地方公共団体から元請け受注したもの）を有する。
- (3) 公告の日から契約締結までの間に、国、山形県及び戸沢村から指名停止等の措置を受けていない。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続きの申立て、会社更生（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがされていない。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でない者であること。

5. プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和6年6月12日（水）【ホームページに掲載】
質問書の提出期限	令和6年6月19日（水）
質問書への回答	令和6年6月21日（金）【ホームページに掲載】
参加申込書・企画提案提出書	令和6年6月26日（水）
プレゼンテーション	令和6年7月初旬（予定）
選考結果通知	
契約締結	

※上記日程は変更する場合があります。

6. 審査・選定等

企画提案書等の提出のあった者によるプレゼンテーション、ヒアリング等を行い、これに対し審査（総合評価）を行い、受託候補者1者を選定する。なお、参加事業者が1者の場合でも、審査は成立するものとする。

(1) 質問及び回答

質問書（様式第2号）により行うこととし、原則、口頭による質問は受け付けない。

- ・提出期限 令和6年6月19日（水）
- ・提出方法 質問書を作成し、電子メール又はFAXで提出すること。
- ・回答方法 質問に対する回答は6月21日（金）までに、戸沢村ホームページに掲載する。なお、回答内容は本実施要領等の追加又は修正とみなす。

(2) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する者は、次の要領で参加申込書（様式第1号）を提出する。

- ・提出期限 令和6年6月26日（水）

- ・受付時間 平日 午前8時30分から午後5時00分まで
- ・提出方法 持参又は郵送による（必着）

（3）企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次の要領で企画提案書類等を正本1部、副本5部を提出する。なお、正本1部には企画提案提出書（様式第1号）を添付する。

- ・提出書類
 - ① 企画提案書（任意様式）
 - ② 業務工程表（任意様式）
 - ③ 業務実施体制調書（任意様式）
 - ④ 業務実績書（任意様式）
 - ⑤ 見積書（任意様式）
 - ⑥ その他関係書類

※戸沢村入札参加資格名簿に登録されていない者については、納税証明書（法人税・消費税等・地方消費税）の写し、定款を添付。

- ・提出期限 令和6年6月26日（水）
- ・受付時間 平日 午前8時30分から午後5時まで
- ・提出方法 持参又は簡易書留郵便による（必着）

（4）企画提案書等の審査

企画提案書等は、プレゼンテーション及びヒアリング等による審査を行う。

- ・審査実施 別途案内する日程で戸沢村役場においてプレゼンテーションを行う。
1事業者20分とし、質疑応答は、10分以内とし、提出書類以外の追加資料は認めない。参加申込書の受付順で行う。
- ・評価基準 審査要領により評価する。
- ・結果通知 審査結果は、提案者全員に文書で通知する。
審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

7. その他

（1）失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・この要領に定める手続き以外の手法により、事業担当課等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合。
- ・提出期限後に書類の提出があった場合。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ・本要領に違反する表現をした場合。

- ・その他事業担当課等が本要領に違反すると認めた場合。

(2) 業務の契約

審査の結果、決定された契約予定者とさらに業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、正式に決定したうえで、随意契約の方法により契約を締結する。なお、第一優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する場合があります。

(3) 留意事項

- ・本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- ・企画提案書は、1者1案とする。
- ・本プロポーザルの手続きに使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ・提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- ・提出された書類は返却しない。

9. 事業担当課（書類等提出先）

戸沢村 共育課 学校教育係（戸沢村教育委員会）

〒999-6313 山形県最上郡戸沢村大字名高 1593-86

TEL：0233-72-3242 / FAX：0233-72-2307

Mail：kyoui@vill.tozawa.yamagata.jp

戸沢村公式HP：<https://www.vill.tozawa.yamagata.jp>